

平成29年11月定例会

農水経済委員会

委員長報告

(期日) 平成29年12月20日(水)

(場所) 本会議場

農水経済委員会の審査の結果、並びに経過の概要についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、

第98号議案「公おおよけの施設の指定管理者の指定について」ほか1件であります。

各議案を慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

また、第5号請願「産業人材育成奨学金返済アシスト事業の拡充を求める請願」につきましては、不採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議ろんぎがありました主な事項についてご報告申し上げます。

まず、第98号議案及び第99号議案の「公おおよけの施設の指定管理者の指定について」に関し、

「指定管理者の選定にあたり、指定管理者選定委員会の委員と応募者との利害関係を確認すべきではないのか。」

との質問に対し、

「委員選定については、公平性の観点から選んでいる。応募があった後に、選定委員と応募者との利害関係を確認することについては、全庁的な取扱いの問題であるため、関係課と協議していきたい。」

との答弁がありました。

次に、議案外の所管事項で論議ろんぎがありました。主な事項についてご報告申し上げます。

まず、「太平洋クロマグロの漁獲規制」
に関し、

「定置網に入ったクロマグロの放流の実態把握と指導を今後どのように行っていくのか。」
との質問に対し、

「定置網漁業者に対して、最大限の放流努力をしていただくよう指導しており、定置網から放流する技術については、様々な情報収集を行い、各定置網漁業者に提供している。」

また、総合水産試験場を中心に各地で漁業者に対し勉強会を実施し、クロマグロを逃がす方法について普及活動を行っているところである。」との答弁がありました。

これに関連し、

「国の規制により漁業者の操業に負担が生じていることから、国に対して支援策を強く求めてもらいたい。」との要望がありました。

次に、「びわの種子のシアン化合物」について、

「12月6日に農林水産省が発表した『びわの種子の粉末は食べないようにしましょう』という注意喚起について、県には国から事前情報は入ってなかったと聞いているが、長崎県はびわの有名な産

地であり、このことが風評被害につながることも考えられるが、県としてどのように捉えているのか。」

との質問に対し、

「国が県に事前情報を流す前にホームページに掲載したのは大変遺憾なことであり、国へは風評被害対策についての申し入れをしているところである。」

現在まで国から回答は届いていないが、県としては、県内にどのような加工業者や流通があるかの調査を進めており、国からの回答があり次第、県内の加工業者等に情報提供するための準備をしている。」

との答弁がありました。

これに関連し、

「風評被害を防ぐうえでも、熟したびわの果肉を食しても安全だということを消費者に訴えることが大事であり、多くのびわ農家を守っていただきたい。」

との要望がありました。

以上のほか、

- 一、ひょうじ 県内企業の海外展開支援について
- 一、食料品製造業の振興について
- 一、長崎県漁業公社の運営について
- 一、諫早湾干拓農地の排水対策について

など、農水経済行政全般にわたり活発なろんぎ論議が
交わされましたが、その詳細については、
この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。
議員各位のご賛同をいただきますよう、
お願いいたします。